

令和4年6月28日
福島県障がい福祉課
児童家庭課

令和5年度社会福祉施設等施設整備事業にかかる留意事項

1 共通事項

社会福祉施設の創設・改築等については、施設に対するニーズの動向（福島県障がい福祉計画、市町村障がい福祉計画等に沿った計画であること。）、類似施設を含めた既存施設及び在宅福祉施策との関連性並びに地域間のバランスを考慮するものとし、老朽施設も含め、下記事項を検討のうえ緊急性の高い施設を優先する。

なお、入所施設については、福島県障がい福祉計画における施設入所者数の削減目標に基づき、入所者数が増加しない範囲のものに限る。

- (1) 施設を設置する土地については、貸借が認められている場合を除き、原則として自己所有地としての確保が確実であり、かつ、各種開発規制（都市計画法、農地法等の制限区域内の場合は事前に所管部局と十分に協議しておくこと。）を受けないものであること。さらに、土砂災害等の発生するおそれのある危険箇所（急傾斜地法、地すべり防止法、砂防法等の指定区域等）を避けるとともに、日照・通風等の生活環境が良好であり、家族等の訪問、在宅福祉サービスの利便等の観点から交通の便も良好であること。
- (2) 施設がその地域において孤立することのないよう、地元市町村はもとより、当該地域住民等との連携が図られ、かつ医療機関等との協力体制が良好であること。
- (3) 特に、民間事業者等が行う事業の場合には資金計画に妥当性があること。この場合、地元市町村あるいは広域市町村圏等による公的な支援体制が整っていることが望ましい。
また、既存の法人が行う場合については、現在の施設の運営が良好であること。さらに、新設法人が行う場合については、理事や施設長就任予定者が社会福祉事業の経験者や社会福祉に理解と熱意を持つ者であること。

2 対象とする事業

以下に該当する整備を計画している事業を対象とする。

詳細は、別紙2「令和4年度予算における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」を確認すること。

なお、現時点で令和5年度事業の詳細が国より示されていないことから、今後、整備対象、単価等の内容が変更となる場合があるので、承知のこと。

(1) 一般整備

ア 実施主体 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）

イ 対象事業所

① 障がい福祉サービス事業所等

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援を実施する事業所及び障害者支援施設

② 児童福祉施設等

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業を実施する事業所

③ 身体障害者社会参加支援施設

補装具制作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設

ウ 事業内容 創設、増築、改築、大規模修繕等

エ 補助額等

① 補助額 国庫補助基準額と補助対象経費×3/4を比較して低い額

② 補助割合 国 2/3、県 1/3

オ その他

① 増築

増築とは、「既存施設の現在定員の増員を図るための整備」をいう（定員増のない増築は認められない）。ただし、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）や障害者総合支援法第36条第5項等を踏まえ、原則、障害者支援施設の増築、福島県障がい福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合等の障害福祉サービス事業所等の増築については、対象としない。

② 大規模修繕

別添「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照すること。なお、施設の改修（賃貸物件を含む。）は、1の(12)「障害福祉サービス事業等改修整備」で対応する。

(2) 避難スペース整備

ア 実施主体 社会福祉法人等

イ 対象事業所

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を実施する事業所、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

ウ 事業内容 避難スペース整備

エ 補助額 35,600千円（間接補助基準単価避難スペース整備加算）

オ その他 別添「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」を参照すること。

※補助対象外経費

次の経費は補助対象外経費となる。

- ・ 外構工事
- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 既存建物の買収に要する費用
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ 備品関係
- ・ 各種申請手数料

3 提出書類

- (1) 令和5年度社会福祉施設整備事業計画書（様式1-1～様式1-4）
- (2) 令和3年度決算書及び令和4年度予算書
- (3) 民間社会福祉施設整備に係る市町村意見書（様式2）及び補足資料

※上記(1)・(2)は実施主体、(3)は市町村が作成するものとする。

4 ヒアリングの実施

当該計画書に基づき、ヒアリングを実施する（9月予定）。

5 その他

当事業は単年度事業であり、令和5年度内に県の成果確認（現地確認）を受けることが必要となります。また、事業着手は県の設計審査後かつ交付決定後となり、交付決定前に着手した場合は対象外となりますので、ご注意ください。

【県保健福祉事務所連絡先】

| | |
|------------|-----------------|
| 県北保健福祉事務所 | 電話：024-534-4300 |
| 県中保健福祉事務所 | 電話：0248-75-7823 |
| 県南保健福祉事務所 | 電話：0248-22-5649 |
| 会津保健福祉事務所 | 電話：0242-29-5275 |
| 南会津保健福祉事務所 | 電話：0241-63-0305 |
| 相双保健福祉事務所 | 電話：0244-26-1132 |